

(陳受3第5号)

国民保護計画に基づいた核攻撃に対する避難訓練の実施を求めることに関する陳情

受理年月日

令和3年2月24日

陳情者

吉祥寺東町2-22-1 吉祥寺アーバン103号室
小関 恭兵

陳情の要旨

現在、米中の軍事力バランスは中国に有利に傾き、日本の安全保障環境は急激に悪化。尖閣諸島や沖縄の主権をめぐる日本に対して核のどうかつ及び攻撃を受ける可能性も高まりつつあります。

幸い、国民保護法に基づき、各自治体が平素から武力有事に備えて訓練することが法律で定められ、各自治体では国民保護計画が作成されています。住民の生命と安全を守るため、避難訓練を実施することが最も有効かつ急務と認識しております。なぜなら、多くの国民は有事の際、自治体の首長が責任を負うことを知らず、漠然と自衛隊が生命と安全を守り、保護を実施してくれるものと誤解しているからです。防衛に責務のある自衛隊に頼らず、自治体が平素から避難のオペレーション能力を高めることが急務と言えます。

また、放射能が低減するまで、一定期間生き延びるための核シェルターの設置も急務です。

よって、以下陳情いたします。

記

- 1 早急に政府及び東京都と連携し、第三国による核攻撃等を想定した国民保護訓練の実施と評価を行い、評価を住民に公開をお願いします。
- 2 早急に核・生物・化学・通常弾頭による攻撃及び災害などに備えた多目的シェルターの整備・導入をお願いします。